

遺言について

遺言とは、人が生きているときの最後の意思を尊重して、死後にその意志の実現を図る方法です。

遺言は法律に定められている事項についてのみすることができます。また、遺言の方法については民法に定められており、その方法に従って作成しなければなりません。定められた方法に従って作成されていない遺言は無効なものとなってしまいます。遺言は 15 歳からすることができ、生きていうちに撤回及び変更は何度でも可能です。

遺言をするには主に以下の方式があります。

自筆証書遺言(民法 968 条)

この方式は、直筆で遺言の内容、日付および名前を書き、印鑑を押して作成します。費用がかからず、文字を書くことができればいつでも作成することができ、内容を秘密にすることができる反面、発見されないままになってしまう場合や民法で定められた方法に反して作成、修正等を行えば無効になってしまう面もあります。直筆で作成する理由としては、本人の遺言であることの証明を可能にするためであり、パソコン等で作成されたものは誰が作成したか不明であり、本人であることの証明が困難であるためそのような遺言は無効となります。

公正証書遺言(民法 969 条、969 条の 2)

この方式は、無効となる確率が非常に低い方式で、文字を書くことが困難な人でも遺言の作成ができます。また、公証人役場に保管されることから改ざん等の恐れもなく、死後に内容がすぐ実行可能できる反面、作成時に 2 人以上の証人の立会いが必要なこと、手続きが複雑なこと(遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が口述を筆記して、遺言者および証人に読んで聞かせもしくは筆記した内容を見せ、内容に間違いがなければ、遺言者と証人が署名し、最後に公証人が署名捺印します。)、費用がかかること、遺言の存在を秘密にできないなどの面があります。

秘密証書遺言(民法 970 条)

この方式は、遺言者が遺言に署名捺印し、封入して封印したうえで公証人の公証を受ける方式で、遺言の存在は明らかにしておきたいが内容は秘密にしたいというときに便利であること、直筆でなくてもパソコン等で作成してもかまわない(ただし、署名は直筆で行わなければならない)反面、公正証書遺言と同様に証人が 2 人以上必要なこと、費用がかかるなどの面があります。

上記以外の遺言には、危急時遺言(民法 976 条、民法 979 条)、隔絶地遺言(民法 977 条、民法 978 条)があります。

(平成 22 年 9 月)